

「不適切な行為」及び「重大な不適切な行為」について

池田市教育委員会

第1 基本的な考え方

「不適切な行為」とは、当該行為そのものは児童対象性暴力等には該当しないが、業務上必ずしも必要な行為とまでは言えないものであって、当該行為が継続・発展することにより児童対象性暴力等につながり得る行為をいう。

「不適切な行為」及び「重大な不適切な行為」の具体例は、次に掲げるとおり。

ただし、これらの具体例は、例えば次のアからウまでに掲げるように、学校種、対象となる園児児童生徒等の発達段階や特性、現場の状況等によって、不適切であるか否かが変わり得るものであり、これらの行為に該当することで一律に不適切であると判断されるものではないことに留意すること。

ア 園児児童生徒等の発達段階に応じて、現場で必要となる「身体接触を伴う行為」の範囲は異なるものであり、未就学児（満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めに達していない児童をいう。以下同じ。）に対するものと、中高生に対するものを同等に扱うことはできない。

イ スポーツ、水泳、バレエ、ダンス等においては、園児児童生徒等及び保護者の理解を得た範囲で、身体接触を伴う指導があり得ること。

ウ 日常的に園児児童生徒等の送迎を行う場合と、災害等の緊急事態に送迎を行う場合とを同等と扱うことはできないこと。

第2 「不適切な行為」及び「重大な不適切な行為」の具体例

1 不適切な行為

(1) 私的なコミュニケーション、面会、送迎等

- ・ 園児児童生徒等と私的な連絡先（SNS アカウント、オンラインゲームのアカウント、メールアドレス等）を交換し、私的なやり取りを行う。
- ・ 休日や放課後に、園児児童生徒等と二人きりで私的に会う。
- ・ 保護者の承諾がないまま、園児児童生徒等の自宅で二人きりになる。
- ・ 園児児童生徒等を自宅に招き、二人きりになる。
- ・ 不必要に、園児児童生徒等を一人で車に乗せて、送迎を行う。

(2) 撮影

- ・ 私物のスマートフォンや、ルール外の方法で園児児童生徒等の写真・動画を撮影・管理する。
- ・ 業務上必要と考えられる範囲外で、園児児童生徒等の写真や動画の撮影を行う。

(3) 密室

- ・ 不必要に園児児童生徒等と密室で二人きりになろうとする（用務がないのに密室に呼び出すなど）
- ・ 更衣や宿泊を伴う活動で、不必要に園児児童生徒等と対象業務従事者が二人きりで更衣室やお風呂等を利用する。

(4) 身体接触

- ・ 園児児童生徒等に不必要な接触を行う（必要以上に長時間抱きしめる、一般的ではない抱き方になっているなど）
- ・ 業務上必要でないのに園児児童生徒等を膝に乗せる、おんぶするなど。
※ 未就学児に対する膝に乗せる、おんぶするといった行為は、業務として行い得るものであることに留意。
- ・ 業務上必要でないのに園児児童生徒等にマッサージをする、園児児童生徒等にマッサージをさせる、寝かしつけの際に特定の園児児童生徒等とだけ添い寝をする。
- ・ 視覚障害児の誘導時に必要以上に距離が近い。

(5) 排せつ介助等

- ・ 園児児童生徒等の発達段階や特性から考えて、不必要な入浴及び排せつ介助を行おうとする。
- ・ おむつ交換時に、衣服の上から陰部を触ったりつかむように確認したり、おむつの中に手を入れて確認するなど、誤解を受けるような仕方で交換する。
- ・ 園児児童生徒等が一人で排せつ、入浴、着替え等を行いたいとの意思を示している中で、わざわざ介助に入る。
- ・ 特段の必要性がなく特定の園児児童生徒等だけに排せつ介助を行おうとする。

(6) 更衣

- ・ 不必要に、更衣室や園児児童生徒等が更衣中の部屋に入室する。
- ・ 不特定多数の人の目がある中で園児児童生徒等に更衣をさせる。

(7) 特別扱い

- ・ 特定の園児児童生徒等に高価な金品を与えたり、正当な理由なく声掛けや態度を変えたりする。
- ・ 園児児童生徒等の容姿等を過度にほめる。
- ・ 特定の園児児童生徒等の保育・介助等を、理由なく担当しようとする。

(8) その他

- ・ 園児児童生徒等の衣服や持ち物を正当な理由なく触ったり、借りたりしようとする。
- ・ 園児児童生徒等の前で過度に肌を露出する（性的手なずけにつながる可能性）

2 重大な不適切な行為

「重大な不適切な行為」については、教職員等の加害認識、園児児童生徒等に与えた被害の重大性、悪質性等を踏まえて判断されることとなるが、既に述べた「不適切な行為」の例に、「執拗に」、「園児児童生徒等や保護者の意に反することを認識しながら」等の悪質性が高まる要素が加わった場合には、「重大な不適切な行為」に該当し得る。

(1) 私的なコミュニケーション、面会、送迎等

- ・ 保護者の意に反することを認識しながら、園児児童生徒等の自宅等で二人きりになる。

(2) 身体接触

- ・ 園児児童生徒等の意に反して、必要以上に長時間抱きしめる。
- ・ 執拗に園児児童生徒等にマッサージをする。

※いずれも、状況によっては児童対象性暴力等にも該当し得る。